

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領 新旧対照表

頁	該当箇所	変更前	変更後												
	表紙	大阪府・大阪市万博推進局 大阪港湾局	大阪都市計画局 大阪港湾局												
2	I-1	<p>また、府市では「夢洲まちづくり構想」（平成29年8月策定）及び「夢洲まちづくり基本方針」（令和元年12月策定）に基づき、夢洲における国際観光拠点の形成をめざすこととしており、大阪・関西万博の跡地となる夢洲第2期区域（以下「第2期区域」という。）については、万博の理念を継承したまちづくりを進めることとしています。令和7年10月に策定した、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 では、そのまちづくりの中で、大阪ヘルスケアパビリオンの取組を継承する約1.5haのエリアを「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン」（以下「本区域」という。）に位置づけています。</p>	<p>また、府市では「夢洲まちづくり構想」（平成29年8月策定）及び「夢洲まちづくり基本方針」（令和元年12月策定）に基づき、夢洲における国際観光拠点の形成をめざすこととしており、大阪・関西万博の跡地となる夢洲第2期区域（以下「第2期区域」という。）については、万博の理念を継承したまちづくりを進めることとしています。令和7年10月に策定した、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 以降、そのまちづくりの中で、大阪ヘルスケアパビリオンの取組を継承する約1.5haのエリアを「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン」（以下「本区域」という。）に位置づけています。</p>												
		<p><位置図（夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 より引用）></p> <p>【準用工作物の配置イメージ】</p> <p>大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン：約1.5ha</p>	<p><位置図（夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0（案）より引用）></p> <p>【準用工作物の配置イメージ】</p> <p>大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン：約1.5ha</p>												
6	I-4	<p>4. 募集及び選定スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要領の配布</td> <td>令和8年1月28日～4月23日</td> </tr> <tr> <td>現地見学会</td> <td>令和8年2月6日～2月10日</td> </tr> </tbody> </table>	内容	日程	実施要領の配布	令和8年1月28日～4月23日	現地見学会	令和8年2月6日～2月10日	<p>4. 募集及び選定スケジュール（※1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要領の配布</td> <td>令和8年1月28日～5月14日</td> </tr> <tr> <td>現地見学会</td> <td>令和8年2月6日～2月10日</td> </tr> </tbody> </table>	内容	日程	実施要領の配布	令和8年1月28日～5月14日	現地見学会	令和8年2月6日～2月10日
内容	日程														
実施要領の配布	令和8年1月28日～4月23日														
現地見学会	令和8年2月6日～2月10日														
内容	日程														
実施要領の配布	令和8年1月28日～5月14日														
現地見学会	令和8年2月6日～2月10日														

		<table border="1"> <tbody> <tr><td>質疑書の受付（第1回）</td><td>令和8年2月6日～2月13日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第1回）</td><td>令和8年2月26日（予定）</td></tr> <tr><td>予定価格の公表</td><td>令和8年2月26日（予定）</td></tr> <tr><td>参加資格審査申請書類の受付</td><td>令和8年2月26日～4月23日</td></tr> <tr><td>参加資格審査結果の通知</td><td>令和8年3月4日～4月30日</td></tr> <tr><td>守秘義務対象資料の貸与</td><td>令和8年3月4日～4月30日</td></tr> <tr><td>質疑書の受付（第2回）</td><td>令和8年3月4日～3月17日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第2回）</td><td>令和8年3月30日（予定）</td></tr> <tr><td>質疑書の受付（第3回）</td><td>令和8年4月30日～5月12日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第3回）</td><td>令和8年5月25日（予定）</td></tr> <tr><td>提案書の受付</td><td>令和8年6月26日～6月30日</td></tr> <tr><td>計画提案審査</td><td>令和8年8月上旬</td></tr> <tr><td>計画提案審査結果の通知</td><td>令和8年8月中旬</td></tr> <tr><td>価格提案審査</td><td>令和8年8月27日</td></tr> <tr><td>基本協定締結</td><td>令和8年10月（予定）</td></tr> <tr><td>土地売買契約締結期限</td><td>令和9年2月26日</td></tr> <tr><td>準用工作物売買契約締結期限</td><td>令和9年2月26日</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記は予定であり本募集の期間を変更もしくは中止する可能性があります。具体的な内容については、「VI. 4. 募集条件の変更等」を参照してください。</p>	質疑書の受付（第1回）	令和8年2月6日～2月13日	質疑書の回答（第1回）	令和8年2月26日（予定）	予定価格の公表	令和8年2月26日（予定）	参加資格審査申請書類の受付	令和8年2月26日～4月23日	参加資格審査結果の通知	令和8年3月4日～4月30日	守秘義務対象資料の貸与	令和8年3月4日～4月30日	質疑書の受付（第2回）	令和8年3月4日～3月17日	質疑書の回答（第2回）	令和8年3月30日（予定）	質疑書の受付（第3回）	令和8年4月30日～5月12日	質疑書の回答（第3回）	令和8年5月25日（予定）	提案書の受付	令和8年6月26日～6月30日	計画提案審査	令和8年8月上旬	計画提案審査結果の通知	令和8年8月中旬	価格提案審査	令和8年8月27日	基本協定締結	令和8年10月（予定）	土地売買契約締結期限	令和9年2月26日	準用工作物売買契約締結期限	令和9年2月26日		<table border="1"> <tbody> <tr><td>質疑書の受付（第1回）</td><td>令和8年2月6日～2月13日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第1回）</td><td>令和8年2月26日（予定）</td></tr> <tr><td>予定価格の公表</td><td>令和8年2月26日（予定）</td></tr> <tr><td>参加資格審査申請書類の受付</td><td>令和8年2月26日～5月14日</td></tr> <tr><td>参加資格審査結果の通知</td><td>令和8年3月4日～5月20日</td></tr> <tr><td>守秘義務対象資料の貸与</td><td>令和8年3月4日～5月20日</td></tr> <tr><td>質疑書の受付（第2回）</td><td>令和8年3月4日～3月17日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第2回）</td><td>令和8年3月30日（予定）</td></tr> <tr><td>質疑書の受付（第3回）</td><td>令和8年4月30日～5月27日</td></tr> <tr><td>質疑書の回答（第3回）</td><td>令和8年6月10日（予定）</td></tr> <tr><td>提案書の受付</td><td>令和8年6月26日～6月30日</td></tr> <tr><td>計画提案審査</td><td>令和8年8月上旬</td></tr> <tr><td>計画提案審査結果の通知</td><td>令和8年8月中旬</td></tr> <tr><td>価格提案審査</td><td>令和8年8月27日</td></tr> <tr><td>基本協定締結</td><td>令和8年10月（予定）</td></tr> <tr><td>土地売買契約締結期限</td><td>令和9年2月26日</td></tr> <tr><td>準用工作物売買契約締結期限</td><td>令和9年2月26日</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 上記は予定であり本募集の期間を変更もしくは中止する可能性があります。具体的な内容については、「VI. 4. 募集条件の変更等」を参照してください。</p> <p>※2 「提案書の受付」以降の期間変更については、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 公表以降に改めてお知らせします。</p>	質疑書の受付（第1回）	令和8年2月6日～2月13日	質疑書の回答（第1回）	令和8年2月26日（予定）	予定価格の公表	令和8年2月26日（予定）	参加資格審査申請書類の受付	令和8年2月26日～5月14日	参加資格審査結果の通知	令和8年3月4日～5月20日	守秘義務対象資料の貸与	令和8年3月4日～5月20日	質疑書の受付（第2回）	令和8年3月4日～3月17日	質疑書の回答（第2回）	令和8年3月30日（予定）	質疑書の受付（第3回）	令和8年4月30日～5月27日	質疑書の回答（第3回）	令和8年6月10日（予定）	提案書の受付	令和8年6月26日～6月30日	計画提案審査	令和8年8月上旬	計画提案審査結果の通知	令和8年8月中旬	価格提案審査	令和8年8月27日	基本協定締結	令和8年10月（予定）	土地売買契約締結期限	令和9年2月26日	準用工作物売買契約締結期限	令和9年2月26日
質疑書の受付（第1回）	令和8年2月6日～2月13日																																																																							
質疑書の回答（第1回）	令和8年2月26日（予定）																																																																							
予定価格の公表	令和8年2月26日（予定）																																																																							
参加資格審査申請書類の受付	令和8年2月26日～4月23日																																																																							
参加資格審査結果の通知	令和8年3月4日～4月30日																																																																							
守秘義務対象資料の貸与	令和8年3月4日～4月30日																																																																							
質疑書の受付（第2回）	令和8年3月4日～3月17日																																																																							
質疑書の回答（第2回）	令和8年3月30日（予定）																																																																							
質疑書の受付（第3回）	令和8年4月30日～5月12日																																																																							
質疑書の回答（第3回）	令和8年5月25日（予定）																																																																							
提案書の受付	令和8年6月26日～6月30日																																																																							
計画提案審査	令和8年8月上旬																																																																							
計画提案審査結果の通知	令和8年8月中旬																																																																							
価格提案審査	令和8年8月27日																																																																							
基本協定締結	令和8年10月（予定）																																																																							
土地売買契約締結期限	令和9年2月26日																																																																							
準用工作物売買契約締結期限	令和9年2月26日																																																																							
質疑書の受付（第1回）	令和8年2月6日～2月13日																																																																							
質疑書の回答（第1回）	令和8年2月26日（予定）																																																																							
予定価格の公表	令和8年2月26日（予定）																																																																							
参加資格審査申請書類の受付	令和8年2月26日～5月14日																																																																							
参加資格審査結果の通知	令和8年3月4日～5月20日																																																																							
守秘義務対象資料の貸与	令和8年3月4日～5月20日																																																																							
質疑書の受付（第2回）	令和8年3月4日～3月17日																																																																							
質疑書の回答（第2回）	令和8年3月30日（予定）																																																																							
質疑書の受付（第3回）	令和8年4月30日～5月27日																																																																							
質疑書の回答（第3回）	令和8年6月10日（予定）																																																																							
提案書の受付	令和8年6月26日～6月30日																																																																							
計画提案審査	令和8年8月上旬																																																																							
計画提案審査結果の通知	令和8年8月中旬																																																																							
価格提案審査	令和8年8月27日																																																																							
基本協定締結	令和8年10月（予定）																																																																							
土地売買契約締結期限	令和9年2月26日																																																																							
準用工作物売買契約締結期限	令和9年2月26日																																																																							
12	II-2	<p>①受付期間 令和8年2月26日(木) から4月23日(木)まで</p> <p>②提出場所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルO's 棟北館4階 万博推進局出展部出展企画課 電話番号 06-6690-7283</p>	<p>①受付期間 令和8年2月26日(木) から5月14日(木)まで</p> <p>②提出場所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）33階 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課 ベイエリアグループ 電話番号 06-6210-9011</p>																																																																					
13	II-2	②参加資格審査結果の通知	②参加資格審査結果の通知																																																																					

		参加資格審査の結果は、応募者（企業グループの場合は代表企業）に対して、参加資格審査申請書類一式の提出日から1週間程度で、電子メールにより通知する予定です。参加資格審査申請書の提出から1週間程度又は4月30日(木)までに「参加資格審査結果通知書」が送付されなかった場合は、万博推進局出展部出展企画課（連絡先：06-6690-7283）まで電話でお問い合わせください。	参加資格審査の結果は、応募者（企業グループの場合は代表企業）に対して、参加資格審査申請書類一式の提出日から1週間程度で、電子メールにより通知する予定です。参加資格審査申請書の提出から1週間程度又は5月20日(水)までに「参加資格審査結果通知書」が送付されなかった場合は、大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課（連絡先：06-6210-9011）まで電話でお問い合わせください。
15	II-2	【提出先】 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルO's 棟北館4階 万博推進局出展部出展企画課 電話番号 06-6690-7283	【提出先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）33階 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課 ベイエリアグループ 電話番号 06-6210-9011
15-16	II-2	(6) 質疑書の受付及び回答（第3回） 1) 質疑書の受付 ・「(5) 質疑書の受付及び回答（第2回）」と同様とします。 ・質疑対象者は資格審査通過者のみとします。 ①受付期間 令和8年4月30日(木) から5月12日(火)午後5時まで ②電子メール送付先 大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集窓口 メールアドレス osakapv@city.osaka.lg.jp 件名は「質疑書（第3回）送付」としてください。 2) 質疑書の回答 ・「(5) 質疑書の受付及び回答（第2回）」と同様とします。 ・回答については、令和8年5月25日(月)の公表及びメール送付を予定しています。	(6) 質疑書の受付及び回答（第3回） 1) 質疑書の受付 ・「(5) 質疑書の受付及び回答（第2回）」と同様とします。 ①受付期間 令和8年4月30日(木) から5月27日(水)午後5時まで ②電子メール送付先 大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集窓口 メールアドレス osakapv@city.osaka.lg.jp 件名は「質疑書（第3回）送付」としてください。 2) 質疑書の回答 ・「(5) 質疑書の受付及び回答（第2回）」と同様とします。 ・回答については、令和8年6月10日(水)の公表及びメール送付を予定しています。
16	II-2	(7) 提案書審査 1) 提案審査書類の受付 「(2) 提案審査書類の作成」の内容に従い、提案審査に必要な書類を次の受付期間内に持参により提出してください。持参以外の提出は受けません。 ① 受付期間 令和8年6月26日（金）から令和8年6月30日（火）まで ② 提出場所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルO's 棟北館4階 万博推進局出展部出展企画課 電話番号 06-6690-7283	(7) 提案書審査 1) 提案審査書類の受付 「(2) 提案審査書類の作成」の内容に従い、提案審査に必要な書類を次の受付期間内に持参により提出してください。持参以外の提出は受けません。 ① 受付期間 令和8年6月26日（金）から令和8年6月30日（火）まで （※期間変更は、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 公表以降に改めてお知らせします。） ② 提出場所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）33階 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課 ベイエリアグループ 電話番号 06-6210-9011

20	II-2	<p>② 評価項目 計画提案書の評価項目は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 302 617 394">評価項目</th> <th data-bbox="617 302 1501 394">評価の視点</th> <th data-bbox="1501 302 1587 394">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="427 394 1587 443">(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 443 617 1018" rowspan="2">1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性</td> <td data-bbox="617 443 1501 709"> ①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。 </td> <td data-bbox="1501 443 1587 709">5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 709 1501 1018"> ②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(公園・緑地等ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。 </td> <td data-bbox="1501 709 1587 1018">15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の視点	内訳	(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)			1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性	①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。	5点	②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(公園・緑地等ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。	15点	<p>② 評価項目 計画提案書の評価項目は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 302 1795 394">評価項目</th> <th data-bbox="1795 302 2680 394">評価の視点</th> <th data-bbox="2680 302 2766 394">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1605 394 2766 443">(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 443 1795 1018" rowspan="2">1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性</td> <td data-bbox="1795 443 2680 709"> ①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。 </td> <td data-bbox="2680 443 2766 709">5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1795 709 2680 1018"> ②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(記念公園ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。 </td> <td data-bbox="2680 709 2766 1018">15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の視点	内訳	(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)			1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性	①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。	5点	②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(記念公園ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。	15点
評価項目	評価の視点	内訳																							
(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)																									
1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性	①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。	5点																							
	②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(公園・緑地等ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。	15点																							
評価項目	評価の視点	内訳																							
(1) まちのプランニング・デザインに関する項目 (30点)																									
1) 夢洲第2期区域マスタープランとの整合性	①まちづくりの考え方 ・国際観光拠点機能及び集客機能の更なる強化につながるコンセプトとなっているか。 ・夢洲第2期区域マスタープランを踏まえた、エリアマネジメント等の取組となっており、本区域を除く夢洲第2期区域(以下「第2期隣接区域」という。)との連携のあり方は適切か。	5点																							
	②土地利用計画等 ・にぎわい創出の観点から適切な施設が導入されているか。 ・隣接地(記念公園ゾーン)と一体的な開発となっているか。 ・まちの骨格が適切に形成されているか。 ・歩行者動線ネットワークが適切に構築されているか。 ・上質な非日常空間が形成されているか。 ・水とみどりあふれる空間形成となっているか。	15点																							
22	II-2	<p>(イ) 申込保証金納付書の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(ア)とは別に、所定の申込保証金納付書(複写式)を送付しますので、所定事項を記載し、納付書を作成してください。 ・申込保証金納付書は、予備を含めて2通送付します。不要となったものについては、破棄してください。 ・令和8年8月19日(水)までに書類が到着しない場合は、大阪港湾局営業推進室販売促進課(連絡先:06-6615-7797)まで電話でお問い合わせください。 <p>(ウ) 申込保証金の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格提案審査の参加者は、入札当日よりも前に大阪市公金収納取扱金融関係窓口で、(イ)により送付した納付書(所定事項を全て記入しておくこと)により、申込保証金を納付してください。 <p><u>※ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となりますので必ず金融機関の窓口にて振込手続を行ってください。</u></p> <p>※価格提案書に記入した金額(税込み)の100分の10以上(1万円未満切上げ)の額を納付してください。</p> <p><u>※納付書の記入を誤り納付書が不足した場合は大阪港湾局営業推進室販売促進課にて再発行しますので、早急にお問い合わせのうえ、大阪港湾局営業推進室販売促進課まで新たな納付書を受け取りに来てください。訂正印等による訂正は行わないでください。</u></p>	<p>(イ) 申込保証金納付書の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(ア)とは別に、所定の申込保証金納付書(複写式)を送付しますので、所定事項を記載し、納付書を作成してください。 ・申込保証金納付書は、予備を含めて2通送付します。不要となったものについては、破棄してください。 ・令和8年8月19日(水)までに書類が到着しない場合は、大阪港湾局開発部販売促進課(連絡先:06-6615-7797)まで電話でお問い合わせください。 <p>(※期間変更は、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 公表以降に改めてお知らせします。)</p> <p>(ウ) 申込保証金の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格提案審査の参加者は、入札当日よりも前に大阪市公金収納取扱金融関係窓口で、(イ)により送付した納付書(所定事項を全て記入しておくこと)により、申込保証金を納付してください。 <p><u>※ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となりますので必ず金融機関の窓口にて振込手続を行ってください。</u></p> <p>※価格提案書に記入した金額(税込み)の100分の10以上(1万円未満切上げ)の額を納付してください。</p> <p><u>※納付書の記入を誤り納付書が不足した場合は大阪港湾局開発部販売促進課にて再発行しますので、早急にお問い合わせのうえ、大阪港湾局開発部販売促進課まで新たな納付書を受</u></p>																						

		<p>【連絡先及び交付場所】 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟10階 大阪港湾局営業推進室販売促進課 電話番号 06-6615-7797</p> <p>③ 価格提案審査の実施 (ア) 価格提案審査の日時 価格提案審査日：令和8年8月27日(木) 受付時間：午前10時30分～午前11時15分 開封時刻：午前11時30分 ※ 上記時間内に大阪港湾局会議室にて受付を行い、その後、大阪港湾局入札室に移動して下さい。価格提案書の開封は、入札室に設置している時計が午前11時30分になると同時に開始します。</p>	<p>け取りに来てください。訂正印等による訂正は行わないでください。</p> <p>【連絡先及び交付場所】 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟10階 大阪港湾局開発部販売促進課 電話番号 06-6615-7797</p> <p>③ 価格提案審査の実施 (ア) 価格提案審査の日時 価格提案審査日：令和8年8月27日(木) (※期間変更は、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 公表以降に改めてお知らせします。) 受付時間：午前10時30分～午前11時15分 開封時刻：午前11時30分 ※ 上記時間内に大阪港湾局会議室にて受付を行い、その後、大阪港湾局入札室に移動して下さい。価格提案書の開封は、入札室に設置している時計が午前11時30分になると同時に開始します。</p>
24	II-2	<p>(ケ) 価格提案審査結果・経過の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業予定者が決まったときは、開発事業予定者名及びその価格提案金額を、開発事業予定者がいないときはその旨を、開封に立ち会った価格提案審査参加者に公表します。 ・また、価格提案審査参加者全ての価格提案金額及び価格提案審査参加者名を記載した価格提案審査経過調書を作成し、すみやかに大阪市ホームページ等で公表するとともに、大阪港湾局営業推進室販売促進課事務室(ATCビル ITM棟10階)及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)へ配架します。 ・あわせて、開発事業予定者の計画提案書の一部若しくは全部を大阪府ホームページ等で公表します。 <p>【問い合わせ先】 大阪港湾局営業推進室販売促進課 電話番号 06-6615-7797</p>	<p>(ケ) 価格提案審査結果・経過の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業予定者が決まったときは、開発事業予定者名及びその価格提案金額を、開発事業予定者がいないときはその旨を、開封に立ち会った価格提案審査参加者に公表します。 ・また、価格提案審査参加者全ての価格提案金額及び価格提案審査参加者名を記載した価格提案審査経過調書を作成し、すみやかに大阪市ホームページ等で公表するとともに、大阪港湾局開発部販売促進課事務室(ATCビル ITM棟10階)及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)へ配架します。 ・あわせて、開発事業予定者の計画提案書の一部若しくは全部を大阪府ホームページ等で公表します。 <p>【問い合わせ先】 大阪港湾局開発部販売促進課 電話番号 06-6615-7797</p>
25	II-2	<p>④ 申込保証金の返還等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業予定者以外の者が納付した申込保証金は、価格提案審査後別室にて返還手続きを行います。当該保証金の納付時に、「申込保証金届出書兼返還用口座振替申出書」にてあらかじめ指定された名義の銀行口座へ振り込まれます。この場合、返還まで、4週間程度要することがあります。 ・申込保証金の返還に関して、価格提案審査参加者への連絡は行いません。 ・申込保証金納付後、価格提案審査に参加しなかった場合も申込保証金の返還時期は上記と同様になります。別途、手続きが必要となりますので、大阪港湾局営業推進室販売促進課(連絡先：06-6615-7797)あてご連絡ください。 ・申込保証金は、その受入期間について利息をつけません。 	<p>④ 申込保証金の返還等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業予定者以外の者が納付した申込保証金は、価格提案審査後別室にて返還手続きを行います。当該保証金の納付時に、「申込保証金届出書兼返還用口座振替申出書」にてあらかじめ指定された名義の銀行口座へ振り込まれます。この場合、返還まで、4週間程度要することがあります。 ・申込保証金の返還に関して、価格提案審査参加者への連絡は行いません。 ・申込保証金納付後、価格提案審査に参加しなかった場合も申込保証金の返還時期は上記と同様になります。別途、手続きが必要となりますので、大阪港湾局開発部販売促進課(連絡先：06-6615-7797)あてご連絡ください。 ・申込保証金は、その受入期間について利息をつけません。

26	III-2	<p>2. 提案内容と提案条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画提案書の作成にあたっては、次の各項目の前提条件を遵守してください。 ・令和8年春頃に策定される予定の夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 に沿った提案内容としてください。 ・なお、開発事業者決定後の各種協議等の結果において、開発事業者から提案いただいた内容が変更される場合又は実現できない場合がありますが、このような場合でも府市はその責を負わないものとします。また、損害賠償請求、違約金の請求、売却代金の減額請求等にも、一切応じられません。 	<p>2. 提案内容と提案条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画提案書の作成にあたっては、次の各項目の前提条件を遵守してください。 ・最終的には夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 に沿った提案内容としてください。 ・なお、開発事業者決定後の各種協議等の結果において、開発事業者から提案いただいた内容が変更される場合又は実現できない場合がありますが、このような場合でも府市はその責を負わないものとします。また、損害賠償請求、違約金の請求、売却代金の減額請求等にも、一切応じられません。
27	III-2	<p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい創出の観点から、ホテル、オフィス、商業施設などの施設を設け、レガシー建物と連携し、一体的に運営すること。 ・第2期隣接区域との境界部分には、適切に水・みどりや広場・歩行者空間等を配置し、一体性・連続性を確保した土地利用とすること。特に、公園・緑地等ゾーンとは万博レガシーを継承するにふさわしいエリアとなるよう一体的な計画とすること。 ・本区域内の歩行者空間については、水・みどりとにぎわいが融合した歩いて楽しめる空間とすること。 ・夢洲駅から公園・緑地等ゾーンへつながる歩行者動線ネットワークを形成すること。 ・歩行者動線ネットワークの結節点などには、憩いやにぎわい創出に寄与する空間等を適切に配置すること。 ・道路沿道については、壁面後退や敷地内のパブリックスペースの確保など連続したオープンスペースを確保するとともに、歩道部分と一体となった、ゆとりとうるおいのある歩行者空間を創出すること。 ・本区域は分割せず、一敷地として計画すること。 	<p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい創出の観点から、ホテル、オフィス、商業施設などの施設を設け、レガシー建物と連携し、一体的に運営すること。 ・第2期隣接区域との境界部分には、適切に水・みどりや広場・歩行者空間等を配置し、一体性・連続性を確保した土地利用とすること。特に、記念公園ゾーンとは万博レガシーを継承するにふさわしいエリアとなるよう一体的な計画とすること。 ・本区域内の歩行者空間については、水・みどりとにぎわいが融合した歩いて楽しめる空間とすること。 ・夢洲駅から記念公園ゾーンへつながる歩行者動線ネットワークを形成すること。 ・歩行者動線ネットワークの結節点などには、憩いやにぎわい創出に寄与する空間等を適切に配置すること。 ・道路沿道については、壁面後退や敷地内のパブリックスペースの確保など連続したオープンスペースを確保するとともに、歩道部分と一体となった、ゆとりとうるおいのある歩行者空間を創出すること。 ・本区域は分割せず、一敷地として計画すること。
28	III-2	<p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レガシー建物において、「先端医療」・「国際医療」・「ライフサイエンス」に係る事業（レガシー事業）を実施するとともに、これらに係る情報発信を行うこと。なお、それらについては、現行法制下（国家戦略特区等の特例の活用を含む）で実現可能な内容とすること。 ・レガシー建物において、府市による大阪ヘルスケアパビリオン出展の意義・目的の更なる進展に資するイベント等を実施する場合は、それに協力すること。 ・「①めざす姿（目標）」の実現につながる事業内容・事業期間とし、そこで提案したプロセスと整合を図ること。 ・レガシー建物で実施する事業は、先進的な取組を導入し、事業期間を通じさらなる発展をめざすとともに、QOLの向上や大阪の発展に寄与するものとする。 ・本区域は、令和12年（2030年）度中に事業を開始すること。 ・準用工作物売買契約締結から10年以上レガシー事業を実施するとともに、これらに係る情報発信を行うこと。 	<p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レガシー建物において、「先端医療」・「国際医療」・「ライフサイエンス」に係る事業（レガシー事業）を実施するとともに、これらに係る情報発信を行うこと。なお、それらについては、現行法制下（国家戦略特区等の特例の活用を含む）で実現可能な内容とすること。 ・レガシー建物において、府市による大阪ヘルスケアパビリオン出展の意義・目的の更なる進展に資するイベント等を実施する場合は、それに協力すること。 ・「①めざす姿（目標）」の実現につながる事業内容・事業期間とし、そこで提案したプロセスと整合を図ること。 ・レガシー建物で実施する事業は、先進的な取組を導入し、事業期間を通じさらなる発展をめざすとともに、QOLの向上や大阪の発展に寄与するものとする。 ・本区域は、令和12年（2030年）度中に事業を開始（原則、全面開業）すること。 ・準用工作物売買契約締結から10年以上レガシー事業を実施するとともに、これらに係る情報発信を行うこと。
30	III-2	【前提条件】	【前提条件】

		<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地及び本件準用工作物の引渡しの日から2年以内に事業実施に必要な工事に着工（※）し、令和12年（2030年）度中に事業開始すること。 ・レガシー建物とにぎわい施設を連携させながら一体的に運営すること。 ・レガシー建物の利活用期間である令和44年（2062年）9月までの事業収支計画とすること。 ・事業収支計画書については、積算明細書を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地及び本件準用工作物の引渡しの日から2年以内に事業実施に必要な工事に着工（※）し、令和12年（2030年）度中に事業開始（原則、全面開業）すること。 ・レガシー建物とにぎわい施設を連携させながら一体的に運営すること。 ・レガシー建物の利活用期間である令和44年（2062年）9月までの事業収支計画とすること。 ・事業収支計画書については、積算明細書を添付すること。
31	IV-1	<p>(1) 2025年日本国際博覧会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国際博覧会基本計画（2020年12月（公社）2025年日本国際博覧会協会） https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/ ・2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画（2022年3月 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会） https://2025osaka-pavilion.jp/overview/summary-plan/OsakaPavilion_Plan.pdf ・大阪ヘルスケアパビリオン公式ホームページ 展示内容（令和8年3月末閉鎖予定） https://2025osaka-pavilion.jp/area/ ・大阪ヘルスケアパビリオンパンフレット https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/121421/2panfuretto.pdf <p>(2) 夢洲まちづくりに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲まちづくり構想（2017年8月 夢洲まちづくり構想検討会） https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html ・夢洲まちづくり基本方針（2019年12月 夢洲まちづくり基本方針検討会） https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000473459.html ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0（2025年10月 大阪府・大阪市） （※最終的には令和8年春頃に策定される Ver.3.0 を参照すること） https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yume-saki/publiccomment2-kekka.html ・大阪市戦略会議資料（2025年6月 万博推進局・大阪港湾局） https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000656160.html ・第20回副首都推進本部（大阪府市）会議【資料5】（2026年2月 大阪府・大阪市大阪都市計画局） https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/fushi_ittaiunei/oosakafushi20.html 	<p>(1) 2025年日本国際博覧会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国際博覧会基本計画（2020年12月（公社）2025年日本国際博覧会協会） https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/ ・2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画（2022年3月 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会） https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000672/672885/shiryo_20220324.pdf ・大阪ヘルスケアパビリオン（2026年4月 大阪市） https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000672885.html ・2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン Nest for Reborn 記録誌（2026年3月 大阪府・大阪市、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会、公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン） https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu010/digitalbook/expo/osakapavilion-kirokushi/index_h5.html#1 ・大阪ヘルスケアパビリオンパンフレット https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/121421/2panfuretto.pdf <p>(2) 夢洲まちづくりに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲まちづくり構想（2017年8月 夢洲まちづくり構想検討会） https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html ・夢洲まちづくり基本方針（2019年12月 夢洲まちづくり基本方針検討会） https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000473459.html ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0（2025年10月 大阪府・大阪市） https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/yume-saki/publiccomment2-kekka.html ・大阪市戦略会議資料（2025年6月 万博推進局・大阪港湾局） https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000656160.html ・第20回副首都推進本部（大阪府市）会議【資料5】（2026年2月 大阪府・大阪市大阪都市計画局） https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/fushi_ittaiunei/oosakafushi20.html ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0（案）（2026年5月 大阪府・大阪市） （※最終的には Ver.3.0 を参照すること） https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o140030/000002.html

34	IV-2	<p>(2) 大屋根リングに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 で位置づけられている「公園・緑地等ゾーン」において、原型に近い形で残置を検討している大屋根リングから40m以内に存する建築物は全て耐火建築物として下さい。(工作物の場合にも同様の対応としてください。) 	<p>(2) 大屋根リングに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0 (案) で位置づけている「記念公園ゾーン」において、原型に近い形で残置を検討している大屋根リングから40m以内に存する建築物は全て耐火建築物として下さい。(工作物の場合にも同様の対応としてください。)
40	V-3	<p>【基本協定に定める主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施要領等を遵守すること ➢ 地盤沈下管理覚書を締結すること及びその義務を履行すること ➢ 令和12年度中には本事業の運営を開始すること ➢ 少なくとも契約締結日から10年を経過するまでの期間はレガシー事業を実施すること ➢ 2062年9月30日までレガシー建物を利活用すること ➢ 建築確認申請前に「事業計画書」及び「建築計画書」を提出し、府市の承諾を得ること ➢ 契約締結日から10年を経過するまでの間、年1回の事業報告を行うこと ➢ 地区計画の策定に協力すること ➢ 本協定に違反した場合には社名公表等を行うこと 	<p>【基本協定に定める主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施要領等を遵守すること ➢ 地盤沈下管理覚書を締結すること及びその義務を履行すること ➢ 令和12年度中には本事業の運営を開始(原則、全面開業)すること ➢ 少なくとも契約締結日から10年を経過するまでの期間はレガシー事業を実施すること ➢ 2062年9月30日までレガシー建物を利活用すること ➢ 建築確認申請前に「事業計画書」及び「建築計画書」を提出し、府市の承諾を得ること ➢ 契約締結日から10年を経過するまでの間、年1回の事業報告を行うこと ➢ 地区計画の策定に協力すること ➢ 本協定に違反した場合には社名公表等を行うこと
43	VI-4	<p>4. 募集条件の変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 では、本件土地に隣接する「公園・緑地等ゾーン」について、「大屋根リングの部材の状態を確認したうえで、財源の確保の目的が立つことを前提に、大屋根リングの一部とその周辺エリアについて、府市において万博レガシーを将来世代へ継承する公園・緑地等として整備、維持管理することを検討」することとしています。 ・府市では、令和8年2月12日に副首都推進本部(大阪府市)会議を開催し、「記念公園ゾーン(夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 では「公園・緑地等ゾーン」)」における万博レガシーの継承と発信(記念公園・大屋根リング・記念館)の方針及び財源構成(案)について、国等の関係者と調整を行い、政府の2025年日本国際博覧会成果検証委員会や府議会・市会で議論を進めていくことや、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)の作成方針について確認しました。 ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)については、令和8年春頃に公表し、パブリック・コメントを実施した上で、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0を策定する予定です。 ・本募集にかかる計画提案については、上記の大阪副首都推進本部(大阪府市)会議で確認された夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)作成方針を基に検討を進めてください。また、上述の手続きを経て策定される夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)の内容を確認するとともに、最終的には夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0に沿った内容としてください。 ・なお、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0の内容や策定スケジュール等により本募集に影響が生じると判断される際は、募集条件の変更を行う場合や中止の上、再募集を行う場合があります。こうした場合でも、府市は一切の責任を負いません。 	<p>4. 募集条件の変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 では、本件土地に隣接する「公園・緑地等ゾーン」について、「大屋根リングの部材の状態を確認したうえで、財源の確保の目的が立つことを前提に、大屋根リングの一部とその周辺エリアについて、府市において万博レガシーを将来世代へ継承する公園・緑地等として整備、維持管理することを検討」することとしています。 ・府市では、令和8年2月12日に副首都推進本部(大阪府市)会議を開催し、「記念公園ゾーン」における万博レガシーの継承と発信(記念公園・大屋根リング・記念館)の方針及び財源構成(案)について、国等の関係者と調整を行い、政府の2025年日本国際博覧会成果検証委員会や府議会・市会で議論を進めていくことや、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)の作成方針について確認しました。 ・夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)については、令和8年5月に公表し、パブリック・コメントを実施した上で、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0を策定する予定です。 ・本募集にかかる計画提案については、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0(案)の内容を確認するとともに、最終的には夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0に沿った内容としてください。 ・なお、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.3.0の内容や策定スケジュール等により本募集に影響が生じると判断される際は、募集条件の変更を行う場合や中止の上、再募集を行う場合があります。こうした場合でも、府市は一切の責任を負いません。